平成２２年（フ）第２７３号
宮城県亘理郡亘理町字桜小路38番地　桜コーポＡ棟東
破産者　齋藤はつよ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
仙台市泉区南光台１丁目35番13号
破産者　佐藤　治雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山２丁目６番１―405号　ネオハイツ遠山南405号
破産者　赤間　大介
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
仙台市泉区南光台１丁目35番13号
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
宮城県大崎市古川下谷地字栗木18番地
破産者　石崎　幸恵
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
宮城県栗原市築館留場桜町123番地１宮忠荘２号、開始決定時の住所宮城県栗原市志波姫北郷糠塚前80番地１
破産者　高橋　敏明
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
宮城県栗原市築館留場桜町123番地１宮忠荘２号、開始決定時の住所宮城県栗原市志波姫北郷糠塚前80番地１
破産者　高橋　正子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
宮城県大崎市鳴子温泉字鶴田27番地１
破産者　氏家　　良
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
宮城県栗原市金成有壁大日前24番地
破産者　佐藤　康博
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
宮城県栗原市一迫字三嶋18番地１
破産者　狩野　仁哉（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢３番地
破産者　片山　伸子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
群馬県館林市大手町11番45号
破産者　畑谷喜海代
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４７号
群馬県館林市大新田町345番地の１
破産者　田沼　　宏
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７９８号
横浜市港北区新羽町1739番地　グレイスハイム407
破産者　川添　祐司
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５号
川崎市高津区子母口324番地１　ディアコートＢ―102野田宜志方、開始決定時の住所川崎市高津区下野毛１丁目11番58号
破産者　若松　日男
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
川崎市幸区塚越４丁目320番地４　ソフィア・ガーデンズ川崎107、前住所川崎市幸区古川町28番地
破産者　大倉比呂志
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
川崎市幸区塚越４丁目320番地４　ソフィア・ガーデンズ川崎107、前住所川崎市幸区古川町28番地
破産者　大倉　康子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
静岡県富士市富士見台４丁目４番地の１　社宅Ｂ―304号、住民票上の住所静岡県富士宮市精進川2748番地の20
破産者　菊地喜代江
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２５４号
静岡県富士市富士見台４丁目４番地の１　社宅Ｂ―304号
破産者　與五沢真理子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部